

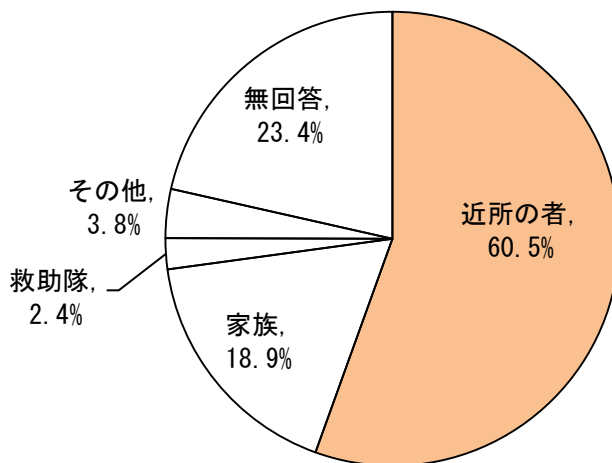
2 自主防災組織の構成

自主防災活動の必要性

教訓1 救出・救助された人の6割が地域の住民に助けられた

被災者をただちに助けることは重要なことですが、大地震のときには消防・自衛隊などの救助隊による救出・救助活動はすぐには期待できません。実際、阪神・淡路大震災で被害者の救出・救助に当たったのは、80%近くが近所の住民や家族でした。自主防災活動に積極的に参加して、災害に強い地域づくりを進めましょう。

阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは



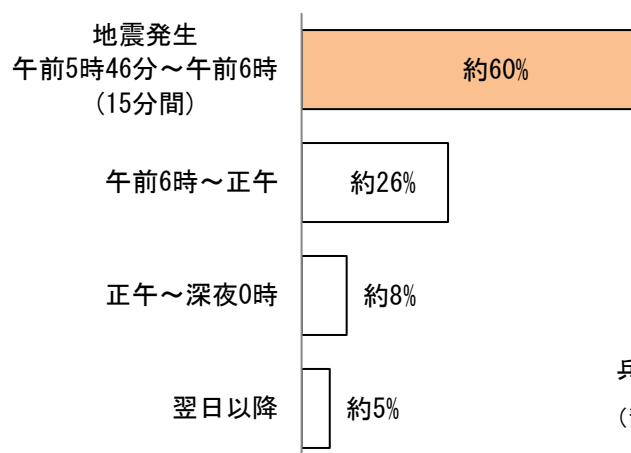
避難所の神戸市民 840 人の聞き取り調査(%)

平成7年2月神戸市消防局調査

教訓2 15分以内に約6割の方が亡くなった

阪神・淡路大震災では、死者のうち発生から15分間で約60%の方が、また、約6時間で約86%の方が亡くなっています。いざという時のために、地域の防災訓練等に積極的に参加して、救出・救助や救急救命法を体得しておきましょう。

死亡時間別死者数(阪神・淡路大震災の死者の分析)



兵庫県警の資料により作成

(静岡県地震防災ガイドブック2014より抜粋)

自主防災組織の役割

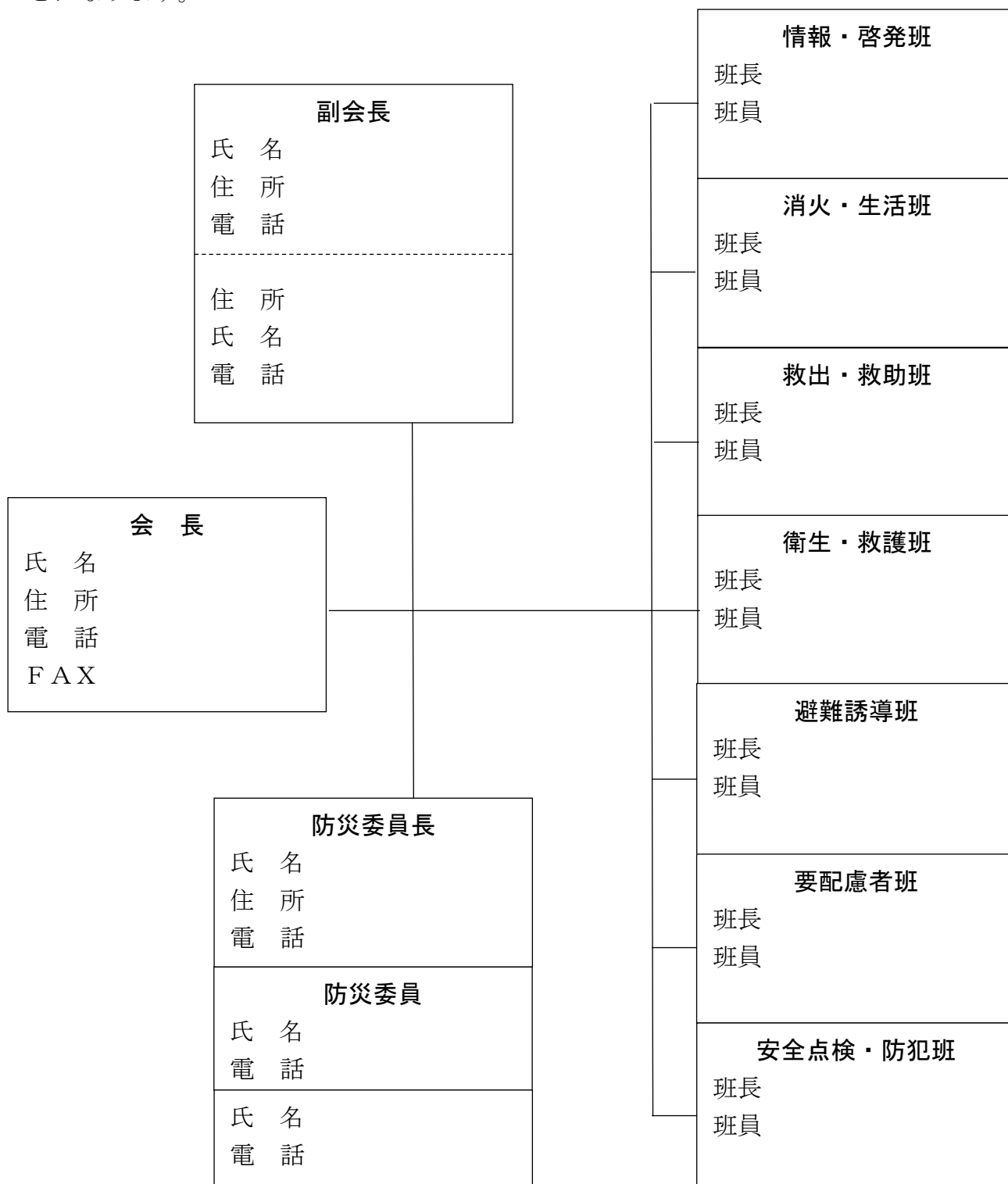
- 自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が迅速に協力して行動できるようにするため、日ごろから自然災害に強い地域にすることが重要です。
- 地震が発生した際には、初期消火、被災者の救出・救助や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。
- 自主防災組織の平常時と災害時の主な活動内容は、次のとおりです。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災訓練の実施 ② 防災知識の普及・啓発 ③ 防災資機材の整備 ④ 地域内の危険箇所の把握（土砂災害警戒区域・浸水想定区域・災害時の危険箇所） ⑤ 避難所運営方法の周知 ⑥ 高齢者、障がい者等の要支援者への避難支援体制の構築 ⑦ 風水害時における地域での避難情報連絡体制の構築
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ① 初期消火 ② 安否確認 ③ 救出・救助 ④ 救護活動 ⑤ 高齢者・障がいのある人の避難支援 ⑥ 自主防災本部の設置 ⑦ 避難所運営本部との連携

自主防災組織の構成

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員・班長を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような班構成となっています。班編成は各組織の実情にあった変更は可能ですので実効性のあるものにしてください。

また、避難所では並行して関係する自主防災組織で連携して避難所運営組織をつくることとなります。



○役員・各班の役割

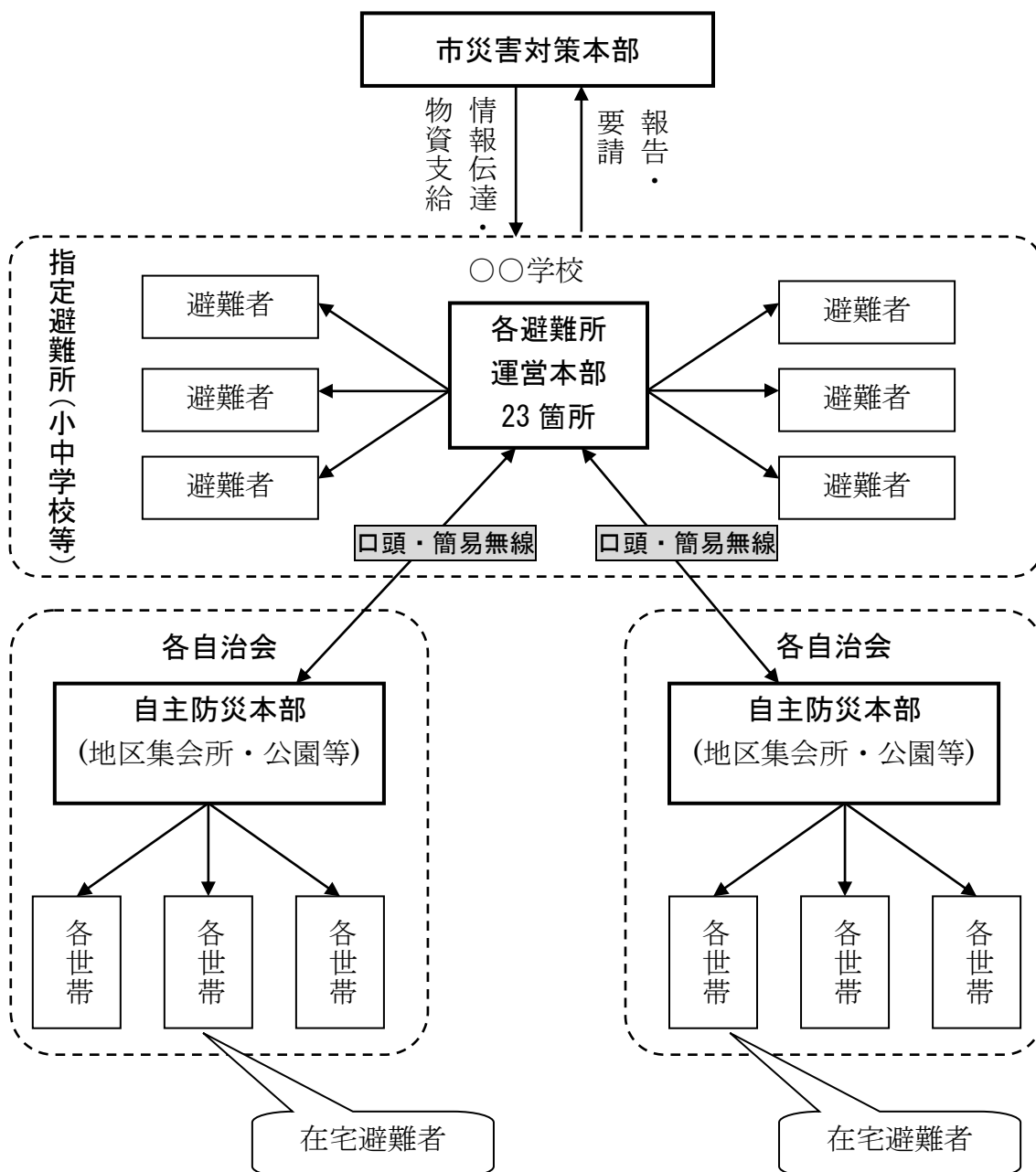
班名	災害時	平常時
会長(副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動の指揮 ・自主防災本部の運営(会長の補佐・代理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本組織の代表としての各班の活動の総括(会長の補佐・代理)
防災委員長 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の補佐、各班の統括 ・自主防災本部の設置 ・避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意 ・避難所の立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の企画 ・地域の自主防災地図の作成 ・自主防災組織編成表の作成 ・世帯台帳・人材台帳の作成・点検 ・防災資機材の整備計画の作成 ・避難所運営基本マニュアルの周知
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被害状況の把握・伝達 ・市災害対策本部からの情報伝達 ・デマ防止 ・避難所運営本部との連絡調整 ・他自主防災組織との連絡調整、連携 ・市災害対策本部への被害報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及、啓発 ・自主防災活動の情報収集 ・安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の啓発
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火場所の確認 ・消火活動人員の割振り、活動指示 ・消防署への連絡 ・炊き出し及び食料の調達 ・飲料水・生活必需品等の調達・配分 ・在宅避難者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器・可搬式消防ポンプの使用方法の指導 ・消火訓練の実施 ・感震ブレーカー設置の周知 ・非常持出品の広報啓発 ・炊き出し用具の備蓄
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・要救出者の確認 ・救出人員の割振り・救出指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・救出用資機材の調達と整備 ・救助技術の習得 ・救出・救助訓練の実施
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送人員の割振り ・重傷者・中等症者の搬送 ・軽症者の応急処置 ・食中毒・伝染病の予防 ・し尿処理対策の実施 ・ごみの収集所の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当や衛生知識の普及 ・トイレ対策の啓発 ・ごみ処理対策の検討
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の指揮 ・安否確認情報の収集 ・安否不明者の取りまとめ ・在宅避難者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所・危険箇所の安全点検 ・避難訓練の実施
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ・要配慮者の安否確認の指揮 ・要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成協力 ・避難支援の個別避難計画の作成
安全点検・防犯班	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止の周知 ・地域内の安全点検 ・盗難等犯罪の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の防災資機材の管理・点検 ・地域内の巡回点検 ・地域の危険物調査 ・防犯訓練の実施

※27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」も参考にしてください。

各避難所運営本部と自主防災本部との連携

市災害対策本部からの情報や救援物資は、市内 23 箇所の避難所運営本部を基点とし、自治会ごとの各自主防災本部を経由して各世帯に伝達、支給されることとなります。自主防災組織と指定避難所との連携が重要です。避難所運営本部は、関係する自主防災組織からそれぞれ役員を選出していただき運営されることとなります。

※ 在宅避難者の状況は、各自主防災本部で把握し、避難所運営本部を通じて市災害対策本部に報告し、支援を受けることとなります。



避難所運営本部の班別の役割

避難所運営本部の各班は、指定避難所に関する自主防災組織が連携して組織することとなります。

※27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」も参考にしてください。

班名	役 割	
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の設置 ・避難所運営本部の活動の統括 	
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐 	
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本部の事務局設置 ・避難所運営の記録 ・生活ルール作成 ・総合相談窓口の設置 ・トラブルへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミへの対応 ・各地域の自主防災本部との連絡調整 ・レクリエーション活動の企画
避難者管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受付 ・避難者名簿の作成・管理 ・避難者情報（安否情報）の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者への問い合わせの対応 ・居住組の再編成
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板の設置 ・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内への情報提供 ・各自治会（地域）への情報提供
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保 ・食料の調達 ・炊き出しの実施 ・食料・物資の支給対象者の把握 ・水・食料・物資の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・水・食料の支給 ・水・食料の在庫管理 ・物資の在庫管理 ・物資の支給 ・在宅避難者への支給
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導 ・避難所のレイアウト作成 ・特設公衆電話の設置・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の改善 ・防災・防犯対策
保健・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・救護活動 ・トイレの設置・管理 ・水の管理 ・衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ置場の管理 ・清掃の実施 ・ペット対策 ・仮設風呂の管理
要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難状況の把握 ・福祉避難所への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者用相談窓口の設置 ・外国人への対応
女性班	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用相談窓口設置 ・女性への配慮事項の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども等への支援 ・福祉避難所への搬送支援
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアのニーズ把握 ・ボランティアの要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れ ・各班にボランティアの振り分け

年度当初に各学校又は市から各班の役員を選出を依頼いたします

年度 避難所運営本部組織図



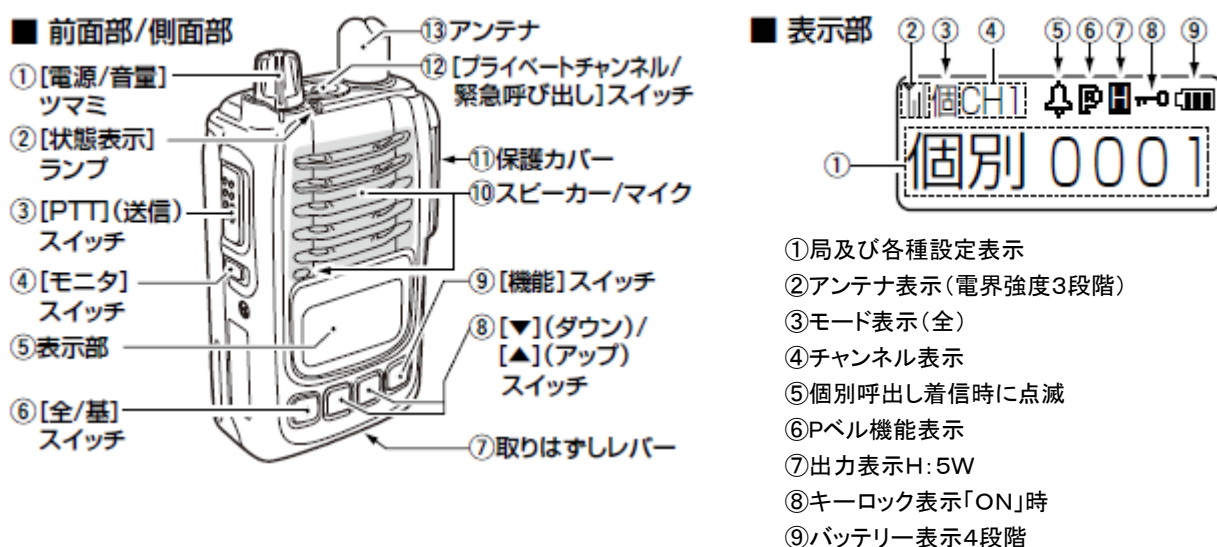
この様式はサンプルです。
必要に応じて、副本部長を増員したり、班を統合することも可能です。

自主防災組織への簡易無線の貸与

災害時に各地域の自主防災本部と避難所との連絡手段を確保するため、平成29年度から令和元年度までに全自主防災組織（143団体）に簡易無線を貸与しました。

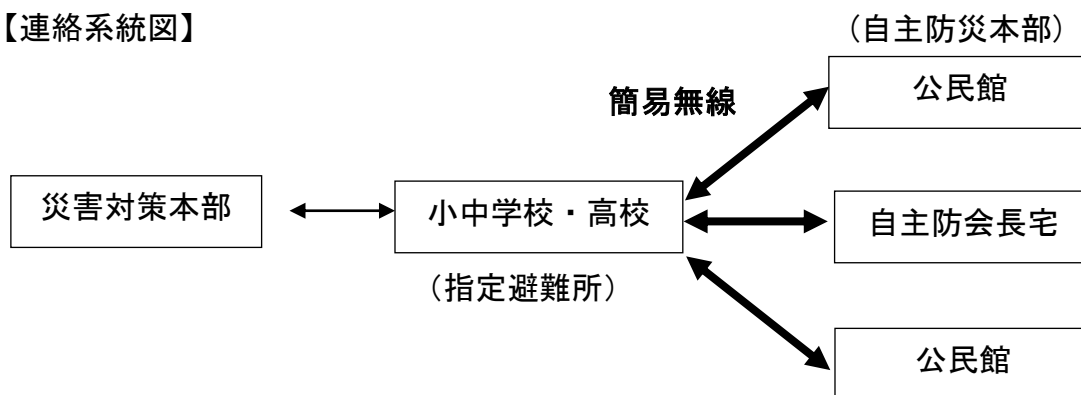
使用方法

- ① [電源/音量] ツマミを回して電源を入れて音量を調整する
- ⑧ [▼/▲] スイッチで別紙一覧表の通りチャンネルを設定する
- ③ [PTT (送信)] スイッチを押しながら⑩マイクに話す
- 用件が終わったら③ [PTT (送信)] スイッチを離す



【運用時間】 約 17 時間 ※送信 5、運用 5、待ち受け 90 の割合で使用した場合

【連絡系統図】



自主防災会規約例

(名称)

第1条 この会は、 (以下「本会」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、 に置く。

(目的)

第3条 本会は、「自らの地域は皆で守る」という信念に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における自主防災本部の設置、初期消火、住民の安否確認、救出・救助、医療救護活動、高齢者・障がいのある人等の避難支援、避難所との連携等の応急対策に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄及び点検に関すること
- (5) 防災訓練の実施に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は 自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 防災委員長 1名
- (4) 防 災 委 員 若干名
- (5) 班 長 各班1名
- (6) 監 査 役 若干名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長が事故のあるときは、その職務を行う。

3 その他の役員は、役員会の構成員となり会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会員を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし必要がある場合は、臨時に開催することが出来る。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、役員によって構成する。

2 役員会は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事
- (2) 総会により委任された事
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における当組織の編成及び役割分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 第4条第3号に規定する地震等の発生時における応急対策に関する事

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計監査)

第15条 会計監査は毎年1回監査役が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は 年 月 日から適用する。

自主防災活動に必要な各種台帳

自主防災活動に必要な台帳や名簿は、「組織の役員は誰なのか」、「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」、「特に支援を必要とする人はどこにいるのか」などを把握するために必要なものです。各団体で工夫して実情にあった台帳を作成しましょう。

1 災害時の市民行動計画

各組織の基本的な事項、各班の編成、避難場所、救護施設などを多くの住民に周知しておくための基本的な計画です。※様式集「災害時の市民行動計画」参照

2019.4

◆自主防災組織の役員・災害時に必要な施設

団体名		
自主防災組織	会長	電話 ()
	副会長	電話 ()
	本部の位置	
	防災倉庫位置	
地震発生時	防災倉庫の鍵の保管者	電話 ()
	防災資機材	別紙一覧のとおり
	一時避難地	
風水害時の避難場所	避難所	小・中学校
	避難所の倉庫の鍵の保管者	電話 ()
風水害時の避難場所		学校 公民館(土砂災害警戒区域内不可)
救護施設(近隣の施設に○印記入)	救護所	錦田小学校・西小学校・中郷西中学校・順天堂大学
	救護医院	[旧市内地区] 鈴木整形外科医院(泉町)、山口医院(栄町)、 三島メディカルセンター(南本町)、辻林内科(加茂川町)、 川崎内科医院(北田町)、がくとう整形外科クリニック(南町) [北上地区] 芹沢病院(幸原町)、とくら山口医院(徳倉)、 渡辺整形外科(萩) [中郷地区] 後藤医院(梅名)、三愛医院(中島)、 高野内科循環器科クリニック(長伏)、三島共立病院(八反畑)、 川島胃腸科外科クリニック(松本)、斉藤医院(大場)
	救護病院	JCHO 三島総合病院(谷田/災害拠点病院)、 三島東海病院(川原ヶ谷)、三島中央病院(緑町)
市災害対策本部	電話	983-2650 975-3111 (市役所代表番号)

災害時の市民行動計画

地震(災害)発生

↓

身の安全の確保

3つの安全確保行動 1-2-3

まず深く 隠れろり 動かない (出典：日本シェイクアウト協議会)

↓

身の回りの状況確認(揺れがおさまる)

○火元の確認 ○家族の安全確認 ○靴を履く ○出口の確保

ガスの元栓閉める
電気のブレーカーを切る

↓

情報収集・隣近所の状況確認

○ラジオをつける! ○同報無線を聞く ○隣近所の被害状況確認

↓

一時避難地(地区集会所・近くの公園等)に避難
→地域で協力した自主防災活動

○初期消火 ○住民の安否確認 ○救出・救助
○救護活動 ○高齢者等の避難支援 ○避難所開設

地区集会所、駐車場に自主防災本部設置

自宅が焼失・全半壊

自宅が無事・余震でも大丈夫か確認

↓

指定避難所(小中学校等)の
グラウンドに集合

↓

体育館で避難生活

自宅で避難生活

○プライバシーが確保できる
○食料や布団などの生活物資が
備わっている

※自主防災組織の各世帯に配布し、災害時の市民の行動や必要な施設を周知するための資料です。

2 世帯台帳

世帯ごとの氏名、住所、家族の人数などについて記入する各団体の構成員の基本的な台帳で、安否確認の際にも活用できます。ただし、プライバシーに関する項目については当事者の了解を得る、または書かなくてもよいとするなどの配慮が必要です。※様式集「世帯台帳」参照

世帯台帳

自主防会	組
------	---

NO.	世帯主氏名	住所	安否確認 (確認済に○)	家族の人数	地域で避難支援が必要な人の人数			備考 (災害時に生かせる資格・特技)
					乳幼児・ 幼児	高齢者	その他	

3 人材台帳

災害時の救護活動や救出・救助活動、情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材を把握するための台帳です。この台帳を整備することにより自主防災組織の防災力をアップさせることが期待できます。※様式集「人材台帳」参照

災害時活用人材台帳

団体名	
-----	--

災害時に生かせる資格・特技	氏名	住所	組	職種	NTT電話	携帯電話

4 避難行動要支援者名簿

市が作成する災害時に避難支援が必要な高齢者、障がい者等の要配慮者の名簿です。この名簿をもとに災害時に地域で誰が誰を助けるかを計画する基礎となる名簿です。

《様式1》

自主防災会・自治会・町内会 年 月 日作成

三島市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組・班等	避難支援等を必要とする事由					個別支援計画	安否確認	備考	
									要介護	障がい	難病	高齢独居	高齢世帯				その他
1	三島 太郎	シマ タロウ	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町4番47号	983-0000	2組									新規
2	三島 花子	シマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町4番47号	983-0000	2組									
3	大社 桜	オウシヤ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町99番99号	000-9999	3組									
4	湧水 清	ユウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町0番0号	000-1234	8組									
5																	

5 要配慮者の避難支援に関する「個別避難計画」

避難行動要支援者名簿の掲載者について、市、民生委員、自主防災組織が協力して、災害時に避難支援を行う人や避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとに作成する避難支援計画です。

《様式2》 個別避難計画

この個別避難計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 あて
 私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員及び避難支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 _____

【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名 _____ (本人との関係) _____

作成者	自主防災組織 (自治会・町内会)	〇〇自治会	組・班等	2組	民生委員	三島 桜						
	フリガナ氏名	ミシマ タロウ 三島 太郎	性別	男	作成年月日	令和 2年 4月 1日						
三島市・民生委員 避難行動要支援者	住所(居所)	三島市北田町4番47号			自宅電話	983-0000						
	生年月日	〇年 〇月 〇日 (80歳)			携帯電話	000-9999-9999						
	避難行動要支援者対象区分	介護認定者 (□要介護3・□要介護4・□要介護5) 身体障害者手帳所持者 (□1級・□2級< >) □療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 (□1級・□2級) □難病患者 高齢者 (□一人暮らし(80歳以上)・ <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者(80歳以上)のみ世帯) □その他 ()										
	病名	筋萎縮性側索硬化症	かかりつけ医療機関	せせらぎ病院	電話番号	055-999-9999						
	デイサービス等利用状況	利用施設等	みしまデイ	利用状況	曜日	月	火	水	木	金	土	日
	本人状況・家族構成等	妻と2人暮らし、息子夫婦が〇〇で暮らしており、時折様子を見に来ている。										
	災害時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい □言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 状況(危険)の判断がむずかしい □顔を見ても知人や家族とわからない 避難する時に誰かに介助して欲しい(<input checked="" type="checkbox"/> 支えが必要・□杖・□歩行器・□車イス)										
	緊急時の家族等の連絡先											
		氏名	住 所			電話番号	本人との関係					
		1 三島 次郎	三島市北田町〇番〇号			000-9999	子					
	2 三島 桜子	三島市北田町〇番〇号			自治会・町内会記入欄 00-9999	子の妻						
自治会(自主防災組織)	避難支援者	氏名(団体名)	住 所			電話番号	本人との関係					
		1 〇〇防災会組長										
		2 三島 支援	三島市北田町〇番〇号			555-5555	隣家					
		一時避難地	〇〇公園			避難所	〇〇小学校					
	特記事項											

6 土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票

風水害時に市から避難対象世帯への避難情報を自治会長経由で伝達するための書類です。該当する自主防災会には年度当初に作成し、市に提出していただいています。

土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票				平成 年 月 日		
1 自治会名						
地区公民館・公共施設		市指定避難所				
2 役員連絡先						
役職	氏名	住所(三島市)	NTT電話番号(自宅)	携帯電話番号		
会長						
副会長						
副会長						
3 避難対象地区連絡先						
整理番号	箇所番号	災害区分	区域名	区域代表者	住所	連絡先

7 防災資機材保管台帳

防災倉庫などに保管している防災資機材の台帳です。この台帳をもとに計画的に防災資機材を点検及び整備していくこととなります。

防災資機材等保管台帳						年 月 日現在	
自主防災組織名:			組数:		世帯数:		人数:
資機材等名	現整備数	標準300世帯の整備基準	資機材等名	現整備数	標準300世帯の整備基準		
情報伝達用資機材			救護用資機材				
メガホン			担架				3
電池メガホン		3	救急セット				10
簡易無線機		1	簡易ベッド				
トランジスターラジオ			三角巾				
消火用資機材			さらし				
消火器		10	避難用資機材				
消火器格納箱		10	強カライト				6
バケツ		30	標旗				6
砂袋		200	胸章				6
C級可搬ポンプ式		2	ロープ				1
障害物除去用資機材			避難生活用資機材				
バール		5	発電発電機				1